

「障害者差別解消法」及び「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」の施行に向けた対応等について

1 相談体制の整備

(1) 相談員の設置(市町村・県)

- ・地域相談員：身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者家族相談員等から募集
- ・広域専門相談員：福祉関係資格保有者等(社会福祉士、精神保健福祉士等)を公募

	【市町村】地域相談員	【県】広域専門相談員
資格等	① 身体・知的障害者相談員(市町村に設置) ② その他知事が適当と認めるもの	業務を適正かつ確実に行うことができる者
業務内容	① 助言や情報提供 ② 関係者間の調整 ③ 関係行政機関への通告・通報等	①～③(地域相談員と同じ) ④ 地域相談員への指導・助言 ⑤ 相談事例の調査研究 ⑥ 助言・あっせん申立事案の事実調査

(2) 相談員委嘱予定者等に対する研修の実施

(3) 相談員マニュアルの作成

2 障害のある人の相談に関する調整委員会の設置

紛争解決のための助言・あっせんのほか、差別解消施策に関する重要事項の調査審議を行う。

<主な審議事項等> 平成 27 年度：ガイドラインの審議、相談員の委嘱等

平成 28 年度以降：紛争解決(助言・あっせん、勧告要求)、差別解消施策等

3 障害者差別解消支援地域協議会の設置 … 法第 17 条に基づく「地域協議会」として位置付け

障害者からの相談事例を踏まえた差別解消のための取組みに関する協議や情報交換を実施

※ 既存の障害者虐待防止ネットワーク協議会を拡充して設置予定

<参考>調整委員会と協議会との比較

	調整委員会 ※県の附属機関	協議会
組織等	障害のある人、福祉、医療、雇用、教育、その他障害者の権利擁護について優れた識見を有する者(委員 20 人以内)	県、県民、事業者、市町村、学識経験者等 〔法の規定：国・地方公共団体の機関(医療、介護、教育等)、関係団体等〕
業務内容	① 相談員の委嘱等に関する意見 ② 申立事案に対する助言・あっせん ③ 正当な理由なくあっせん案を受諾しない者等への知事による勧告の要請 ④ その他差別解消施策に関する重要事項	① 情報交換 ② 相談や差別解消のための取組みに関する協議、取組みの実施 ③ その他構成機関等に対する協力要請

4 障害者差別解消ガイドライン、県職員対応要領の策定

国の「国等職員対応要領」や「事業者のための対応指針」を踏まえて策定

福祉、医療、商品販売、労働・雇用、教育、建築物、交通機関、不動産取引、情報提供、意思表示の受領等の分野について、不利益取扱いや合理的配慮の具体例を記載

5 普及啓発

- (1) ウェブサイト(スマイリータウンとやま)の開設(平成 27 年 7 月 13 日に開設済)
- (2) ガイドラインや相談・紛争解決体制等の周知(パンフレットの活用、学習会への講師派遣等)
- (3) とやまふれあい共生フォーラムの開催(平成 27 年 11 月 22 日(日)に開催予定)

6 施行に向けた今後のスケジュール(予定)

- 平成 27 年 6 月 地域相談員の募集(身体障害者相談員等への意向確認)
- 8 月 地域相談員候補者等に対する研修
- 11 月 調整委員会規則、条例施行規則の制定
第 1 回調整委員会の開催(設置、体制整備等)
- 平成 28 年 1～2 月頃 ガイドラインのパブリックコメントの実施
- 2～3 月頃 第 2 回調整委員会の開催(相談員の委嘱等)
ガイドラインの策定、周知パンフレット作成等
県民・事業者への周知
障害者差別解消支援地域協議会の開催、相談員委嘱予定者への研修
- 平成 28 年 4 月 1 日 条例、条例施行規則の施行(障害者差別解消法の施行日と同じ)